

令和8年12月15日

大浜だいしんアリーナ（堺市立大浜体育館）
指定管理者 つながりーナ大浜PFI株式会社
館長：小津 直紀

令和8年度(2026年度) 大浜公園相撲場 2次優先利用申請について

現在、大浜公園相撲場のご利用・ご予約につきましては、利用月の3か月前から窓口で申請をお願いしております。

今般、当相撲場のさらなる活性化を目的に、大会等でのご利用を希望される団体の優先利用申請（2次優先）を下記の日程にて、受付いたします。

※申請にあたっての詳細は、別紙「申請について」をご参照ください。

記

① 受付期間

令和7年12月15日～19日…令和8年4月1日～令和9年3月31日の利用受付
令和8年1月5日～9日…令和8年5月1日～令和9年3月31日の利用受付
令和8年2月1日～5日…令和8年6月1日～令和9年3月31日の利用受付
令和8年3月1日～5日…令和8年7月1日～令和9年3月31日の利用受付
令和8年4月1日～5日…令和8年8月1日～令和9年3月31日の利用受付
令和8年5月1日～5日…令和8年9月1日～令和9年3月31日の利用受付
令和8年6月1日～5日…令和8年10月1日～令和9年3月31日の利用受付
令和8年7月1日～5日…令和8年11月1日～令和9年3月31日の利用受付
令和8年8月1日～5日…令和8年12月1日～令和9年2月28日の利用受付
令和8年9月1日～5日…令和9年1月5日～令和9年3月31日の利用受付

② 申請方法/手順

1) 上記の期間内にお電話にて、**仮受付**を行います。

電話受付時間：9時30分～20時（休館日は17時まで）

電話：072-225-4421

※希望日（申請日）が複数の団体で重なった場合には、ご相談させていただきます。

2) 受付期間終了、**7日以内**に別紙「大浜体育館等 利用申請書」をご記入の上、当館まで提出願います。（提出方法：持参または郵送）

※FAX、E-mail不可

※7日を過ぎた場合は「辞退」とさせていただき、他の団体にご案内させていただきます。

【別紙】

申請について

1. 諸注意

- ・申請は1団体につき2大会のみとします。
- ・ご希望日については、お電話にてお問い合わせください。
- ・大会前日の準備を希望する場合は合わせて申請をお願いします。
- ・次優先申請は「相撲競技」「相撲大会」を優先とさせていただきます。
練習会・研修・宗教行事・政治集会等での申請は、仮受付または申請書到着時に不受理とさせていただきますので、ご了承ください。
- ・利用料納入については、堺市スポーツ情報システム（O P A Sシステム）による口座振替、請求書払い、または当館受付によるお支払いとなります。（キャッシュレス可）
当館受付でのお支払いを予定されている場合、打合せ時にお支払いをお願いしております。
- ・入室時間は午前9時からとなっております。
また、時間前入館・入室については別途ご相談ください。許可された利用時間内で設営と撤収、清掃を含めた大会運営ができるようお願いいたします。
- ・相撲場周囲の「じやばら扉」を開閉する場合、主催者側での作業をお願いいたします。
- ・体育館には専用駐車場はありません。原則、公共交通機関をご利用ください。
また、公園駐車場の収容台数は約250台です。その台数を超えると想定される日は、車での来館者の事前調整や当日の整理をお願いいたします。また、駐車場につきましては（公益財団法人）堺市公園協会事務局様が管理されているため、当館は駐車場に関する要望や出入庫管理について関与できませんので、ご了承ください。
- ・いかなる場合においても、決定後の申請取り下げおよび変更は許可いたしません。
ご利用されない場合においても料金のお支払いが発生し、返金は行いません。

2. 申請書記入について

- ・申請可能な予約時間は、1時間の使用であっても「3. 施設利用料金について」のとおりとさせていただきます。前日準備等での夜間のみの申請や、翌日の後片付け等での午前のみの申請は可能です。
- ・じやばら壁の開閉にはかなりの時間を要しますので、その点を考慮のうえ申請ください。
また備品も同様、設置・撤去は主催者側で実施ください。

3. 施設利用料金について

		9~12 時	12~17 時	17~21 時
相撲場	相撲競技 (職業相撲を除く)	3,660 円	6,120 円	8,560 円
	集会	7,320 円	12,240 円	17,120 円
	その他	48,880 円	73,340 円	97,780 円

- ① 相撲競技等で利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該利用区分の基本料金の2倍を徴収する。
- ② 以下ア～ウのいずれかに該当する利用の場合、「生徒料金」として各料金を半額で徴収する。
 - (ア) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - (ウ) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- ③ 許可を得て、開館時間前の8～9時の1時間を利用するときは、当該利用料金の一時間相当額（10円未満の端数は、切り捨て）を徴収する。

4. 付帯設備料金について

	単位	料金
放送設備	1回（1日）	3,050円
照明設備	1時間	400円

5. 打合せについて

- ・円滑な運営の為、開催日の一ヶ月前を目安に当館と大会・競技内容の打合せを必ず行ってください。

以上

申請書提出先 及び お問い合わせ先

大浜だいしんアリーナ（堺市立大浜体育館）
指定管理者 つながりーナ大浜PFI株式会社 担当：森田・藤岡
住 所：〒590-0974 大阪府堺市堺区大浜北町5-7-1
T E L：072-225-4421